

平成28年1月29日判決言渡

平成23年(ワ)第1956号外 損害賠償請求事件（関西建設アスベスト京都訴訟）

判決要旨

京都地方裁判所 第4民事部

第1 事案の概要

本件は、原告らが、被災者（原告らのうち石綿関連疾患に罹患した建設従事者自身と、その他の原告らの被相続人で石綿関連疾患に罹患した建設作業従事者であった者を指す。）が石綿関連疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚）に罹患したのは、石綿含有建材から発生した石綿粉じんに曝露したことによるものであると主張し、被告国に対しては、被告国が労働安全衛生法等に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるとして国賠法1条1項に基づき、被告企業らに対しては、石綿含有建材の製造・販売行為等が不法行為に当たるとして民法719条前段又は後段の適用あるいは類推適用に基づき、連帶して、被災者1人当たり3850万円（内訳：慰謝料3500万円、弁護士費用350万円、原告が被災者の相続人である場合には、各自の相続分に相当する額）の損害賠償を求めた事案である。

第2 主文の要旨

別紙認容額一覧表のとおり（ただし、被告企業らについては、原告ごとに、他社と金額が重なる限度で連帶して）。

（被告国については、原告15名に対して総額1億0418万3331円の支払を命じ、被告企業らについては、うち9名（原告ごとに被告企業は異なる。）に、原告23名に対して総額1億1245万3331円の支払を命じた。）

第3 理由の要旨

1 被告国の責任について

(1) 石綿関連疾患に関する被告国の予見可能性

ア 規制権限等不行使の違法性を判断する前提としての医学的知見は、疾患ごとに発症に要する石綿粉じん曝露量が異なるため、個別の疾患ごとに判断する必要がある。

我が国における石綿粉じん曝露による石綿肺発症に関する医学的知見が確立したのは、昭和33年3月31日頃、肺がん発症については昭和46年頃、石綿肺や肺がんより少量の曝露による中皮腫発症については昭和47年頃、びまん性胸膜肥厚発症については昭和47年以降というべきである。

イ 建設作業現場における作業態様や石綿粉じん濃度の調査結果に、粉じん濃度の評価指標を併せみれば、昭和40年頃には、建設作業従事者は、屋内作業か屋外作業かを問わず、石綿関連疾患に罹患する危険に晒されていたものと認められる。

ウ そして、上記医学的知見の確立状況、建設作業現場における石綿粉じん濃度の調査結果、粉じん濃度の規制の推移を併せ考えれば、次のように判断できる。

① 昭和46年に建設作業現場での石綿粉じん濃度を測定すれば、被告国は石綿吹付作業によって当時の許容濃度を超える石綿粉じんが発生していることを容易に認識できたはずであるから、遅くとも昭和46年中には、吹付工が、石綿吹付作業によって石綿関連疾患に罹患する危険性を認識することが可能であった。

② 昭和48年に建設作業現場での石綿粉じん濃度を測定すれば、被告国は屋内（ネットやシートの内側を含む。以下「建設屋内」という。）作業について、当時の抑制濃度を超える石綿粉じんが発生していることを容易に認識できたはずであるから、遅くとも昭和48年中には、建設屋内での石綿切断等作業によって石綿関連疾患に罹患する危険性を認識することが可能であった。

③ 屋外作業については、平成13年に許容濃度に代わる過剰発がん生涯リスクレベルの評価値が発表されるまでの間、当時の許容濃度等を超える測定結果はわずかであったが、同年以降に同評価値を超える測定結果は複数存在したから、被告国は、平成13年中には、屋外での石綿切断等作業によって石綿関連疾患に罹患する危険性を認識することが可能であった。

(2) 安衛法等に基づく規制権限不行使の違法性

ア 判断枠組

被告国の規制が、石綿粉じん曝露防止対策として有効かつ十分なものであれば、被告国が更なる規制を行わなかったことが違法となることはない。もっとも、石綿粉じん曝露防止のために有効かつ十分な規制であっても、その遵守を期待できず、あるいは現に遵守されない場合には、その原因や理由を踏まえた更なる規制が必要というべきであって、その規制権限不行使が違法と評価されることもありうる。

イ 被告国の既存の規制の有効性

被告国が講じてきた石綿の使用を前提とする石綿粉じん曝露防止対策を検討した結果、それらはいずれも建設作業従事者の石綿粉じん曝露防止に有効ではないか、有効であっても建設作業従事者が遵守することを期待し得るものではなく、実効性を有していなかったというべきである。

ウ 石綿の使用を前提とする規制について

(ア) ①吹付作業者については、吹付作業時に送気マスクを着用させ、②それ以外の建設作業従事者については、(i) 石綿切断等作業を行う際に防じんマスクを着用させ、(ii) 電動工具を使用する際には集じん機付き電動工具を使用させるとともに、③石綿含有建材自体及び石綿切断等作業が行われる作業場に、石綿使用の事実、石綿粉じん曝露が生命への危険を伴う重篤な健康障害を引き起こすことを認識することができる程度の

具体的な危険性、上記各対策の必要性及び有効性を表示すれば、建設作業従事者の石綿粉じん曝露は相当程度防止できたはずである。

しかも、前記予見可能性が認められた時点で、これらの措置を講ずることは技術的に容易かつ可能であったものということができる。

(イ) そうすると、被告国には、次の時期に、事業者に対しては前記①②及び③（ただし、作業場警告表示）を、建材メーカーに対しては前記③（ただし、製品警告表示）を義務付ける規定を罰則をもって定めるべきであった。

a 吹付作業者に関する①及び③の規制については昭和47年10月1日の安衛法施行時以降

b 建設屋内での石綿切断等作業に従事する建設作業従事者に関する②（i）（ii）及び③の規制については、昭和49年1月1日以降

c 屋外での石綿切断等作業に従事する建設作業従事者に関する②（ii）及び③の規制については、平成14年1月1日以降

(ウ) しかるに被告国は、吹付作業者に関する①及び③の規制については昭和50年9月30日（昭和50年改正特化則の施行日の前日）までの間、その他の建設作業従事者に関する②（i）（ii）及び③の規制については石綿含有製品の製造、販売が原則として禁止された平成15年改正安衛令の施行日の前日である平成16年9月30日までの間、これを怠ったものであり、その規制権限不行使は著しく合理性を欠き、国賠法1条1項の適用上違法というべきである。

エ 石綿の製造等禁止について

上記の各規制を講じていれば、建設作業従事者の石綿粉じん曝露濃度は評価値を概ね下回り、また各対策の履行も十分に確保されるものと認められるから、より制約の大きい石綿の製造等の禁止まで必要であったとは認められない。

なお、被告国が石綿の製造等を禁止した平成18年までに、石綿の使用を前提とした規制によっては建設作業従事者の石綿関連疾患への罹患を防止し得ないとの知見が確立していたとは認められない上、我が国における石綿の建材としての有用性に鑑み、その代替化は、技術、性能、安全面から平成14年までは不可能であり、さらに、諸外国に比して我が国の使用禁止が特段遅いとも認められない。

したがって、被告国がより早く石綿の製造等を禁止しなかったことが国賠法1条1項の適用上違法ということはできない。

才 一人親方等に対する規制権限不行使の違法性

労基法9条にいう「労働者」に当たらない一人親方等は、上記規制権限の根拠規定である安衛法による保護の対象ではないから、被告国は上記各規制権限不行使が一人親方等との関係で違法になることはない。

(3) 建基法に基づく規制権限不行使の違法性

建基法2条7号ないし9号は、建物の施工過程における建設作業従事者の生命、身体、財産の保護を目的とするものとは解されない。また、建設作業従事者の石綿関連疾患発症を防止するための規制を講じる権限が建基法90条2項により内閣に委任されているともいえない。

したがって、被告国は建基法に基づく規制権限不行使が、建設作業従事者との関係で違法になることはない。

(4) 被告国の責任期間（まとめ）

被告国の規制権限不行使は、石綿吹付け作業に従事する労働者との関係では昭和47年10月1日から昭和50年9月30日まで、建設屋内での石綿切断等作業に従事する労働者との関係では昭和49年1月1日から平成16年9月30日まで、屋外での石綿切断等作業に従事する労働者との関係では平成14年1月1日から平成16年9月30日までの間、国賠法1条1項の適用上違法であったというべきである。なお、被告国は、各被災者が労基法

9条にいう「労働者」である期間についてのみ、責任を負う。

(5) 因果関係

被告国の責任期間が各石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間（肺がん：10年、中皮腫：1年、びまん性胸膜肥厚：3年、以下「必要期間」という。）以上であれば、被告国の規制権限不行使と被災者らの石綿関連疾患の発症との間には因果関係が認められ、被告国は石綿粉じん曝露による石綿関連疾患の発症に起因する損害について全責任を負う。

被告国の責任期間が必要期間に満たない場合でも、被告国の責任期間内の石綿粉じん曝露が、被告国の責任期間外の石綿粉じん曝露と相俟って、被災者らに石綿関連疾患を発症させたことは否定できないから、因果関係は認められるものの、責任額は限定される。

被告国の責任期間外の石綿粉じん曝露期間が必要期間以上に存在し、これに比して被告国の責任期間が極端に短い場合、因果関係は否定され、被告国は責任を負わない。

2 被告企業らの責任について

(1) 被告企業らの故意、過失

ア 判断枠組

製品使用者の生命、身体の安全に関わる事柄について、製品を製造、販売する者は、侵害される法益の重大性に鑑み、最高、最新の学問、技術水準に基づいて当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防止するために必要かつ相当な対策を、適時かつ適切に講ずる義務を負っている。

イ 予見可能性

医学的知見の根拠となるべき研究、報告等は公刊されて誰でも入手可能であったことに加え、通達や法令の内容については被告企業らも当然認識すべきものであることに鑑みれば、被告企業らも、被告国と同様の時期には、石綿粉じん曝露が石綿関連疾患を発症させることを予見し得たという

べきである。また、自らの製品が市場を通じて建設作業現場に到達し、他社の製品とともに同一建設作業現場で使用されること、建設作業従事者の石綿粉じん曝露の実態、自らの製品への石綿含有の有無も当然予見し得たはずである。

したがって、被告企業らは、石綿含有吹付材の販売行為について吹付工との関係では昭和46年中に、建設屋内での石綿粉じん作業（石綿含有建材を切断、穿孔、研磨、塗布、注入、破碎及び解体等する作業、粉状の石綿含有建材を容器に入れ、容器から取り出し及び混合する作業並びに石綿吹付け作業）において使用される石綿含有建材の販売行為については昭和48年中に、屋外での石綿切断等作業において使用される石綿含有建材の販売行為については平成13年中には、当該行為が建設作業従事者に石綿関連疾患を発症させることを予見し得たというべきである。

ウ 結果回避義務及び同義務違反

（ア）警告表示義務について

被告企業らは、自らの製造、販売する石綿吹付材について、前記予見可能性が認められた時期の後、吹付工との関係では昭和47年1月1日から、建設屋内での石綿粉じん作業において使用される石綿含有建材（石綿吹付材、石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材、内装材、床材、混和材）については昭和49年1月1日から、屋外での石綿切断等作業において使用される石綿含有建材（屋根材、外壁材、煙突材）については平成14年1月1日から、各石綿含有建材の販売終了まで、前記1(2)ウ(ア)と同様の内容の警告表示を各建材に行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったのであるから、被告企業らには、上記各日以降、販売終了までの間の警告表示義務違反がある。

なお、警告表示は、当該建材を包装から開封する者に対してのみならず、現場監督等を通じて、当該作業場に所在する建設作業従事者に当該

建材の石綿含有の有無等を具体的に認識させ、石綿粉じん曝露防止対策の実効性が確保させることをも予定するものであり、現場監督の指示は、労基法9条にいう労働者以外に対しても行われるから、開封作業に関わらない者や一人親方等に対しても、警告表示による結果回避可能性は認められる。もっとも、建替や改修時の解体作業では、現場監督等さえも警告表示を視認することがないから、解体作業従事者に対しては、警告表示による結果回避可能性はない。

(イ) 石綿不使用義務について

警告表示と被告国が講じるべき措置によって、建設作業従事者への石綿粉じん曝露防止対策の実効性は確保されるため、被告企業らに、警告表示義務より制約の大きい石綿不使用義務はない。

(2) 被告企業らの共同不法行為

ア 加害行為

被告企業が製造し、警告表示なく販売した石綿含有建材は、市場を通じて必然的に建設現場に到達し、そこで働く建設作業従事者に石綿粉じん曝露と石綿関連疾患発症という危険を招来するから、被災者への到達可能性を有する石綿含有建材を製造し、警告表示なく販売し、流通に置いた行為は加害行為にあたる。

イ 民法719条1項後段類推適用の可能性

各被告企業が被災者への到達可能性を有する石綿含有建材の製造、警告表示なき販売は、石綿関連疾患発症という結果の全部又は一部を惹起する危険性を有する。そして、それらの行為には、流通を通じて石綿含有建材を建設作業現場に集積させ、多数の現場で同種の作業に従事する建設作業従事者にこれらの製品からの石綿粉じんに同時又は異時に曝露させたという競合関係が認められる。

ウ 共同不法行為者の範囲

一定以上のシェアを有する建材メーカーにより販売された建材であり、建材の販売と各被災者の建設作業の時期、地域、使用建物の種類、使用箇所、使用工程及び使用方法等が整合していれば、当該建材は、各被災者に到達した蓋然性が高く、かかる建材（以下「責任建材」という）を製造、販売した建材メーカーは、前記危険を招來した加害行為者となりうる。

そして、前記の一定以上のシェアについては、用途を同じくする建材において、概ね10%以上のシェアを有する建材メーカーが販売した建材であれば、建設作業従事者が、1年に1回程度は、当該建材を使用する建設作業現場において建設作業に従事した確率が高いから、同基準を充たすということができる。

(3) 競合行為と結果との因果関係

被告企業らの責任期間が必要期間以上であり、この期間に被災者が曝露した石綿粉じんの主要部分が責任建材からのものである限り、被告企業らの責任期間内の責任建材からの石綿粉じん曝露が、同期間内の責任建材以外の建材（以下「責任外建材」という。）からの石綿粉じん曝露と相俟って、被災者らに石綿関連疾患を発症させたことは否定できないから、当該責任建材からの石綿粉じんに当該被災者が曝露して石綿関連疾患を発症した（各加害行為者の行為と結果との因果関係あり）と推定され、原則として当該被告企業は全損害に対し責任を負う。

もっとも、被告企業らの責任期間内に責任外建材からも石綿粉じんに曝露している場合、被告企業ら全体の責任期間が必要期間以上であっても、そのうち自らが責任建材を販売した期間が必要期間に満たない場合には、当該被告企業は、負担すべき損害額の減額を求めうる。

3 損害

基準慰謝料額は、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚に罹患した場合2300万円、上記による死亡の場合2600万と認めるのが相当であるが、損害の

公平な分担の見地からは、被告国及び被告企業らの負うべき損害額はそれぞれ上記金額の各 3 分の 1 を限度とすべきである。更に、肺がんに罹患した被災者で喫煙歴のある者については喫煙の発がん性に基づき慰謝料の 1 割を減額し、被告国、被告企業らの責任期間や責任外建材による曝露に応じた慰謝料額の修正を行い、主文のとおりの損害を認定した。

以 上